

提 供 日 2026/09/11
タイトル 住民監査請求の受理
担 当 監査委員事務局監査課
連 絡 先 監査班
TEL 054-221-2927



常勤監査委員の給料の支給に関する住民監査請求を令和8年8月24日に受け付け、9月9日に監査委員協議会を開催し、要件審査を行った結果、これを受理して、監査を実施することを決定した。

1 請求人

浜松市中央区雄踏町宇布見 5211-1 星野 光央 (ほしの みつお)

2 監査対象機関

静岡県出納局集中化推進課

3 請求の要旨

だれが。(県の執行機関又は職員) :

監査委員事務局総務課

監査委員 A*及びB 2名

いつ、どのような財務会計行為を行ったのか。:

令和8年3月18日に違法な監査を行ったにも関わらず、監査委員の報酬として月額給与 772,000 円を両名に支出した。

(本請求の経緯)

1度却下された。違法に却下された場合は、再度住民監査請求は認められる。ところが、2度目も却下された。そしてこの度、1度目の住民訴訟の判決が出た。要は、「却下は法に違う」、と裁判官が判断した。その違法な監査を行ったのが両名である。それ以前にも、県民が何度も「違法な却下」だと指摘してきたが、はねつけ続けた結果でもある。

その行為は、どのような理由で違法又は不当なのか。:

令和8年3月18日に出された監査結果を含めた職務の対価として、給与が支出された。だが、それは適法に職務を遂行した場合にのみ支給される。それが法治国家である。静岡県は、法治国家日本の地方公共団体の1つである。それが、民法でいうところの、県民との約束である。

ところが、両名は、違法な監査を行った。判決文がそれを示している。違法な監査委員に支出する行為は、違法である。

* 個人情報等に係る原文の記載について、A及びBで置き換えてあります。

違法な監査を行う監査委員は、違法である。違法であるとは、地方自治法違反である。地方自治法には、監査基準に従わなければならない、とされている。監査基準は、静岡県で作成されている。その監査基準に従わなければならない。特別職、議員監査委員も例外ではない。この事実を叩き込め。

その中に、

「監査委員は、高潔な人格を維持し、誠実に」

等とある。高潔な人格者が、裁判で、違法だと判決を受け、潔く、認められないというのか。潔くない者が、高潔である道理がない。

それに、高潔な人格を維持できるのは、高潔な人格者に限られる。そもそも、高潔な人格者ではない者に、この監査基準を絶対遵守することは不可能なのである。監査業務を行う間中、高潔な人格の維持が求められるのだから。

その行為により、どのような損害が県に生じているのか。：

支出した給与が全て損害

どのような措置を請求するのか。：

- (1) 監査委員に、「監査基準」を守れないことは、違法であることを徹底すること。
- (2) 監査委員に、「監査基準」を守れないことは、違法であることを伝えても、監査基準を順守できないとしたら、その監査委員の過失、重過失、又は故意であることを明らかにすること。
- (3) 人格が高潔ではない者を、違法に、監査委員に選任しないこと。
- (4) 監査委員に「監査基準」の絶対遵守を徹底させること。

4 今後の予定

- (1) 請求人が陳述を希望しないため、請求人の陳述の聴取は行わない。また、監査対象機関の陳述の聴取も行わない。
- (2) 地方自治法の規定に従い、**令和8年10月23日(金)までに監査結果を出す**。(住民監査請求を受け付けた日の翌日から起算して60日以内)